

管理運営業務に係る経費の負担区分

区分	項目	指定管理者	市		備考
			指定管理料	市が実施	
基礎業務	人件費		○		
	消耗品費		○		
	光熱水費		○		
	印刷製本費		○		パンフレット印刷
	修繕費（簡易なもの）		○		
	通信運搬費		○		電話、FAX、インターネット、郵送
	定期清掃委託費		○		
	夜間警備費			○	
	定期点検費（自動ドア、消火器、自動火災警報器、昇降機）			○	
	駐車場除雪委託費			○	
	ホームページ運営費		○		
	建物保険料（備品含む）			○	
	施設利用における損害賠償保険料	○			指定管理者の責めによる損害の賠償のためのもの
交流人口拡大業務	人件費	○			
	消耗品費	○			
	講師謝礼・費用弁償	○			
	施設利用における損害賠償保険料	○			指定管理者の責めによる損害の賠償のためのもの
	プログラム提供における損害賠償保険料（イベント保険等）	○			プログラム等の参加者負担金を充当して可
	その他の必要経費	○			

※ボランティア保険料は、ボランティア活動の実施主体の負担とする。